

政府系金融機関による資金繰り支援

セーフティネット貸付等（経営環境変化対応資金）の拡充

目的

- 経営環境の変化により一時的に業況が悪化している企業に対し、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫によるセーフティネット貸付等を拡充し、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に万全を期します。

制度概要

【対象者】

- 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

【対象資金】

- 設備資金及び運転資金

【貸付限度額】

- （中小企業事業、商工中金） 7億2,000万円
- （国民生活事業） 4,800万円

【貸付期間】

- 設備資金 15年以内、長期運転資金 8年以内（据置期間 3年以内）

【貸付金利】

- 基準利率（商工中金の場合は所定の利率）（※）。ただし、運転資金のうち、以下の条件に該当する場合、利率の引下げを行います。

- ①債務負担が重く経営改善に迫られている中、認定経営革新等支援機関または日本公庫・商工中金の経営指導を受けて事業計画書を作成する場合 ▲0.2%
- ②雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合 ▲0.2%
- ①及び②のいずれの要件にも該当する場合 ▲0.4%

中小企業等経営強化法関連融資の創設

目的

- 中小企業の経営力向上に係る取組を支援するため、平成28年7月に施行された中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に対して、日本政策金融公庫が特別利率で融資を行います。

制度概要

【対象者】

- 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者

【対象資金】

- 設備資金及び運転資金

【貸付限度額】：

- （中小企業事業） 7億2,000万円
（うち運転資金 2億5,000万円）
- （国民生活事業） 7,200万円
（うち運転資金 4,800万円）

【貸付期間】

- 設備資金 20年以内、長期運転資金 7年以内（据置期間 2年以内）

【貸付金利】

- 基準利率（※）
ただし設備資金については▲0.9%
（※中小事業は2億7,000万円まで）

※基準利率（平成28年11月16日現在）：日本公庫中小事業 1.21%
国民事業 1.71%